

資料編

資料 1. 八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（諮問）

八経資第 45 号

令和 2 年 8 月 5 日

八尾市廃棄物減量等推進審議会会長 様

八尾市長 山本 桂右



八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（諮問）

本市では、貴審議会の答申に基づき、平成 24 年 3 月に「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を改定し、基本理念である「みんなでつくる環境にやさしい循環型都市『やお』～ごみゼロ（ごみの最終処分量ゼロ）、資源が循環するまちを目指して」を実現するため、ごみの発生抑制と資源化施策に取り組んでまいりました。

近年、地球規模での環境問題が進行する中、国連総会において、持続可能な開発目標（SDGs）が採択され、国では、食品ロスの削減や海洋プラスチック問題等、廃棄物行政を取り巻く社会情勢は刻々と変化しており、本市におきましても、それら課題への対応が求められています。

令和 2 年度は、「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」の最終年度にあたり、これまで取り組んできた施策を総括するとともに、循環型社会の形成に向けた施策等の検討が必要であると考えております。

つきましては、限りある資源を次世代へ残すため、本市におけるこれまでの取り組みと将来見通しを踏まえ、「八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」を改定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

資料 2. 八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申）

八 廃 審 第 10 号

令和 3 年 1 月 8 日

八尾市長 山本 桂右 様

八尾市廃棄物減量等推進審議会

会長 花嶋 温子

八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について（答申）

令和 2 年 8 月 5 日付け八経資第 45 号で諮問のありました八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）について、当審議会として慎重かつ熱心に審議を重ねてまいりました結果、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

今後、本答申をもとに、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）を改定され、基本理念である「未来へつなぐ 循環型都市『やお』～ごみ減量へプラスワン・アクション～」を、市民、事業者、行政が共有し、その実現に向けて取り組むことによって、計画の最終目標年度となる令和 10 年度までの間に、より一層のごみの減量と資源化が進むことを切に願っております。

八尾市が循環型都市として未来へつないでいくために、市民・事業者・行政それぞれが連携するのはもちろんのこと、それぞれができることにもう一つプラスすることで、さらに美しい『やお』へと磨きをかけ、未来の子どもたちに誇れる『やお』のまちとなるよう期待するものです。

なお、本計画を進めるにあたり、当審議会の審議過程での意見や提案に十分配慮されますとともに、下記については特にご配慮されることを求めます。

記

1. 更なるごみ減量の取り組み

未来の子どもたちへ循環型都市『やお』をつないでいくためには、更なるごみ減量の推進が必要である。そのためには、市民・事業者・行政が相互に連携し理解を深めるとともに、協力体制の整備や相互の情報交換や情報提供に努められたい。

また、大阪広域環境施設組合をはじめとする自治体間相互の連携は、施設の改修や災害時の対応等の際に必須であり、引き続き連携強化に努められたい。

2. 事業系一般廃棄物の減量・資源化

事業活動に伴い排出されるごみ処理やリサイクルの責任が排出事業者にあることを改めて啓発していくことと合わせ、拡大生産者責任制度（EPR）についても「つくる責任、つ

かう責任」を果たすため啓発をしていただきたい。

また、事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者と連携し、排出事業者に対する適正排出の指導に引き続きあたられたい。

3. 家庭系ごみの減量・資源化

家庭系のごみの減量・資源化にあたって、子どもから高齢者まで環境に対する意識向上が望まれるが、特に未来を担う子どもたちに対して、教育委員会と連携し環境教育の充実を図られたい。

また、ごみに含まれる食品ロスがごみ減量に大きな影響を与えるため、市民や飲食店をはじめとした事業者への啓発活動等を進めるとともに、世界規模で問題となっている海洋プラスチックのごみ問題については、「やおプラスチックごみゼロ宣言」に基づき積極的な取り組みを進められたい。

4. 計画の進行管理

本計画の期間は8年であるが、社会情勢の変化や制度改正の影響を受け、施策の推進に及ぼす影響を判断し迅速に対応していくため、年度毎に計画の進捗状況を当審議会に報告をし、意見や提案を受けられたい。

資料 3. 審議経過

回数	開催日	審議内容
第1回	令和2年8月5日	・委嘱状交付 ・会長及び副会長の選任 ・諮問 ・八尾市のごみの概況等について
第2回	令和2年9月11日	・市民アンケート案について ・現行計画における取り組み・課題等について ・計画改定案について【主要部分】
第3回	令和2年10月14日	・計画改定案（第2回）の見直しについて ・計画素案（前半）について
第4回	令和2年11月2日	・計画素案（前半、第1章から第2章）について ・計画素案（後半、第3章から第4章）について
第5回	令和2年12月（※）	・計画素案について ・八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の答申案について
答申	令和3年1月8日	・八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の答申について

※ 第5回は、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議形式での開催を取りやめ、書面開催を実施した。

資料 4. 八尾市廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

◎学識経験のある者【5名】

氏名	所属等	特記事項
花嶋 温子	大阪産業大学デザイン工学部 准教授	前回委員（副会長）
鈴木 靖文	立命館大学 非常勤講師 有限会社 ひのでやエコライフ研究所 取締役	
吉川 正史	近畿大学法学部 准教授	前回委員
石村 雄一	近畿大学経済学部 特任講師	
川本 健太郎	神戸学院大学リハビリテーション学部 准教授 一般社団法人 Green Down Project 理事	

◎民間諸団体の代表者【10名】

氏名	所属等	特記事項
中浜 多美江	八尾市女性団体連合会 事務局長	前回委員
菅 春水	八尾商工会議所 常議員	
西田 裕	八尾市自治振興委員会 会長	
木下 次郎	八尾市地区福祉委員長連絡協議会 副会長	
岡ノ谷 圭二	大規模小売店舗（㈱イトーヨーカ堂 八尾店）	前回委員・第1回～第3回
富田 隆浩	管理統括マネジャー	第4回～
林 滋	八尾市商店会連合会 理事長	第1回
佐原 健		第2回～
岩田 志郎	八尾工場地元連絡協議会 会長	
山本 賢	八尾市高齢クラブ連合会 会長	
寺西 幸雄	八尾小売市場連合会 会長	
上田 雅範	連合大阪八尾柏原地区協議会 事務局長	

◎市長が必要と認める者【5名】

氏名	所属等	特記事項
笠原 征郎	公募市民委員	前回委員
北山 美恵子	公募市民委員	前回委員
齊藤 美奈	公募市民委員	
前田 吉繁	公募市民委員	前回委員
向井 須子	公募市民委員	

資料 5. 八尾市家庭ごみに関するアンケート調査報告書

第1節. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、市民、事業者との協働のもと、八尾市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の計画を改定する基礎資料とするため、実施するものです。

2. 調査方法

調査対象者：市内在住の 20 歳以上の方 2,000 人を無作為抽出

調査期間：令和 2 年 9 月 29 日～令和 2 年 10 月 12 日（実質最終回収は 10 月 23 日）

調査方法：郵送による発送・回収

3. 回収状況

配布数	宛先不明	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000	5	1,027	1,025	51.4%

表 1-1 回収状況

4. 報告書の留意点・見方

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示しています。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方をしているため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・設問によっては、前回調査との比較とありますが、前回調査は平成 22 年度（2010 年度）に行った調査との比較となります。

第2節. 調査結果

1. 回答者の属性

(1) 性別

性別については、「男性」が38.6%、「女性」が60.5%となっています。

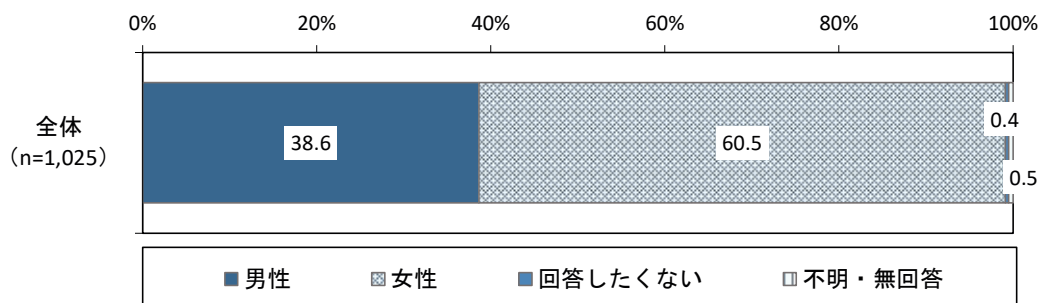


図 2-1 性別

(2) 年齢

年齢については、「70 歳代以上」が34.0%で最も高く、次いで「50 歳代」が16.7%、「40 歳代」が16.6%と続いています。

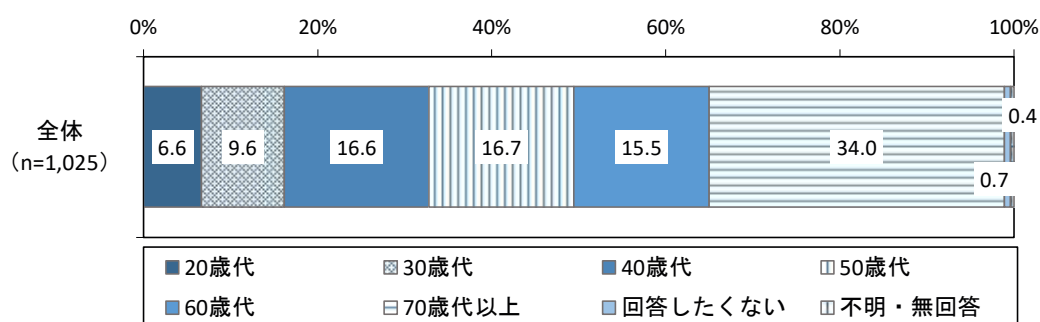


図 2-2 年齢

(3) 職業

職業については、「無職」が24.9%で最も高く、次いで「会社員、団体職員等」が23.5%、「専業主婦、専業主夫」が19.5%と続いています。

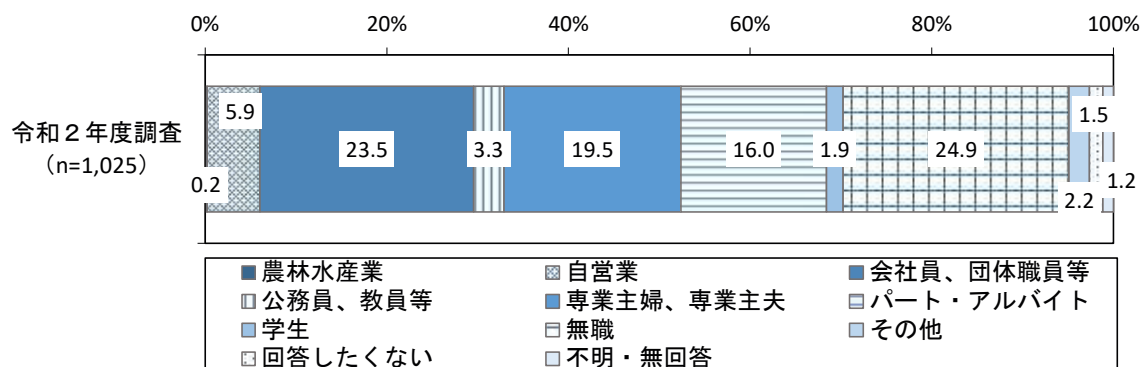


図 2-3 職業

(4)世帯人数

世帯人数については、「2人」が37.7%で最も高く、次いで「3人」が23.2%、「4人」が17.6%と続いています。

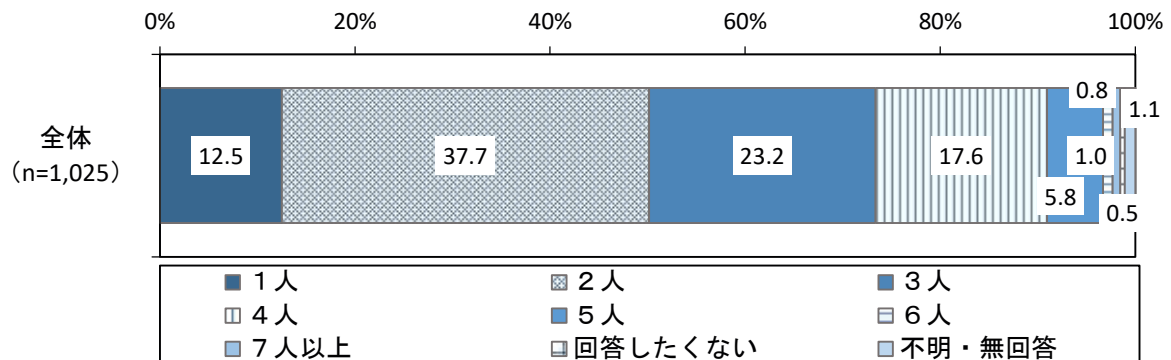


図 2-4 世帯人数

(5)住宅形態

住宅形態については、「一戸建て」が67.0%で最も高く、次いで「集合住宅（アパート・マンション等）」が28.9%、「その他」が1.5%と続いています。

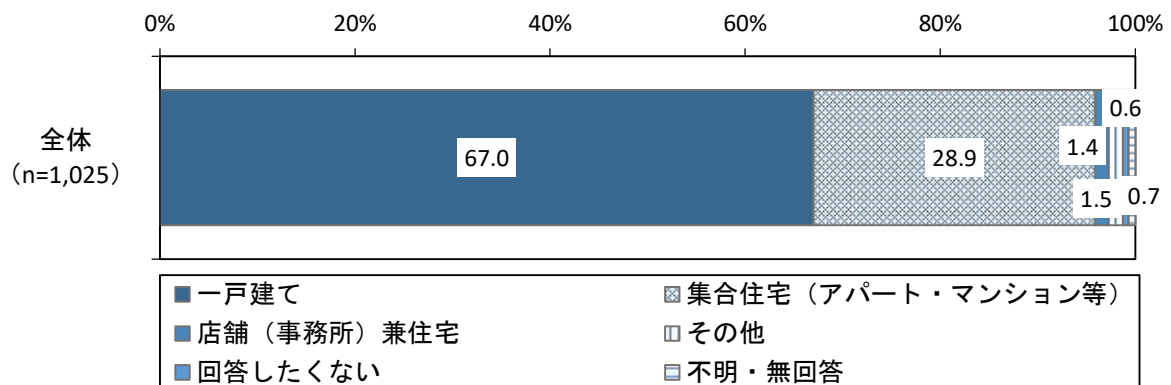


図 2-5 住宅形態

(6)町会加入状況

町会の加入状況については、「加入している」が72.9%、「加入していない」が23.8%となっています。

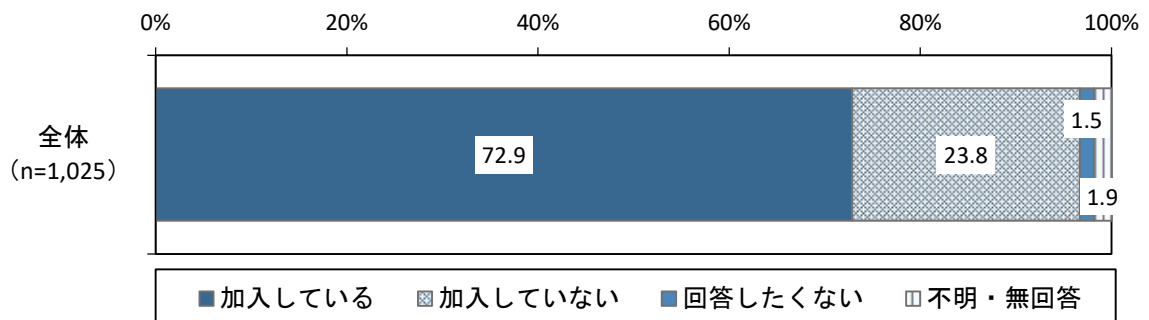


図 2-6 町会の加入状況

(7) 普段のごみの分別やごみ出しの状況

普段のごみの分別の状況については、「いつもしている」が 85.2%で最も高く、次いで「時々している」が 7.9%、「あまりしていない」が 2.5%と続いています。

また、普段のごみ出しの状況については、「いつもしている」が 70.3%で最も高く、次いで「時々している」が 13.2%、「全くしていない」が 6.5%と続いています。

本アンケートの回答者の8割以上が普段からごみの分別やごみ出しをしていることが伺えます。

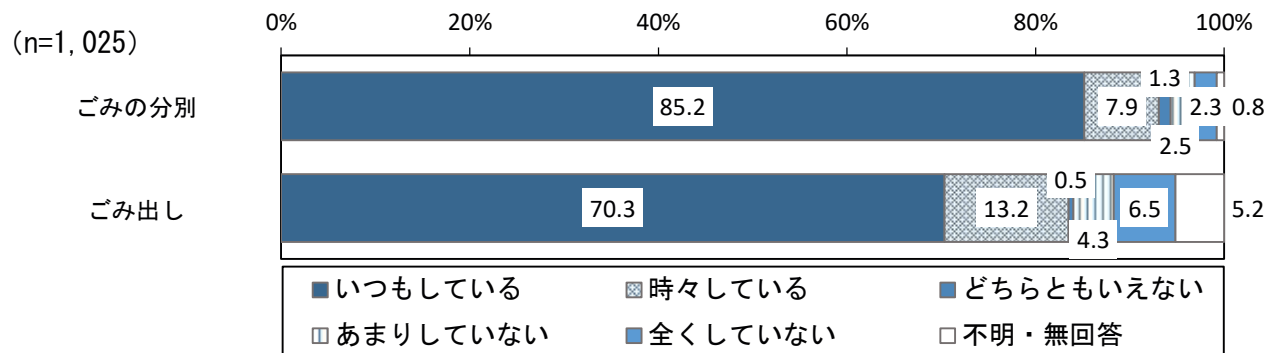


図 2-7 普段のごみの分別やごみ出しの状況

2. ごみ問題について

(1) ごみ問題に関する関心度

問2 (1)	あなたはごみに関する問題について関心がありますか。(〇は1つだけ)
--------	-----------------------------------

ごみに関する問題についての関心度については、「ある程度関心がある」が 60.9%で最も高く、次いで「大いに関心がある」が 25.6%、「あまり関心がない」が 8.3%と続いています。

前回調査と比較すると、「大いに関心がある」割合は 6.4 ポイント増加していますが、「ある程度関心がある」割合は 8.0 ポイント減少しており、「大いに関心がある」と「ある程度関心がある」を合わせた割合では今回調査では 86.4%、前回調査では 88.1%と 1.7 ポイント減少しています。

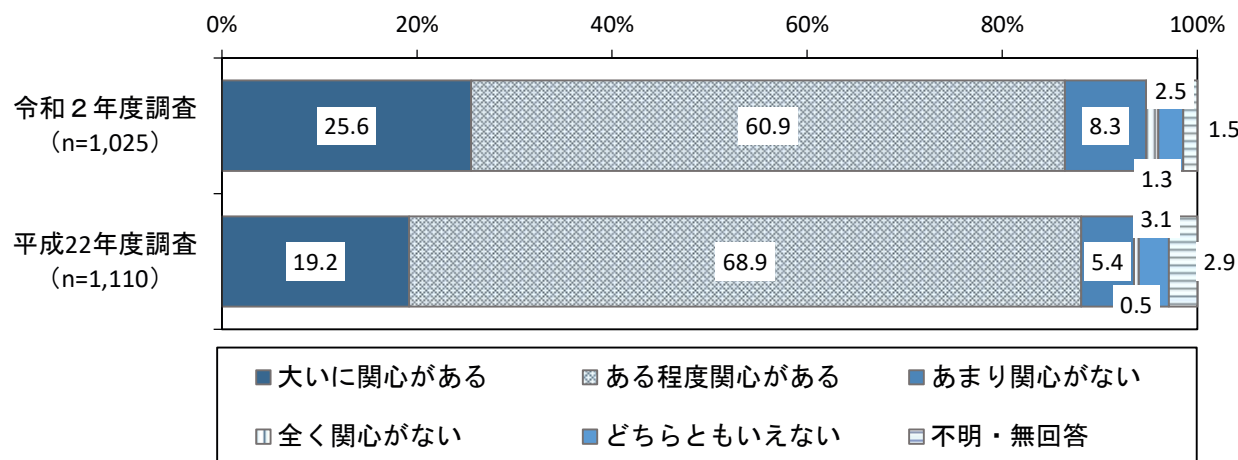


図 2-8 ごみ問題に関する関心度

(2) 関心があるごみ問題について

問2 (2)	(1)で「1 大いに関心がある」「2 ある程度関心がある」に○をつけた方にお尋ねします。どのようなことに特に関心がありますか。(○は3つまで)
--------	---

ごみ問題に関心のある方に、どのような問題に関心があるか尋ねたところ、「ごみの減量」が44.5%で最も高く、次いで「ポイ捨て・不法投棄の問題」が40.6%、「食品ロスの問題」が38.7%と続いています。

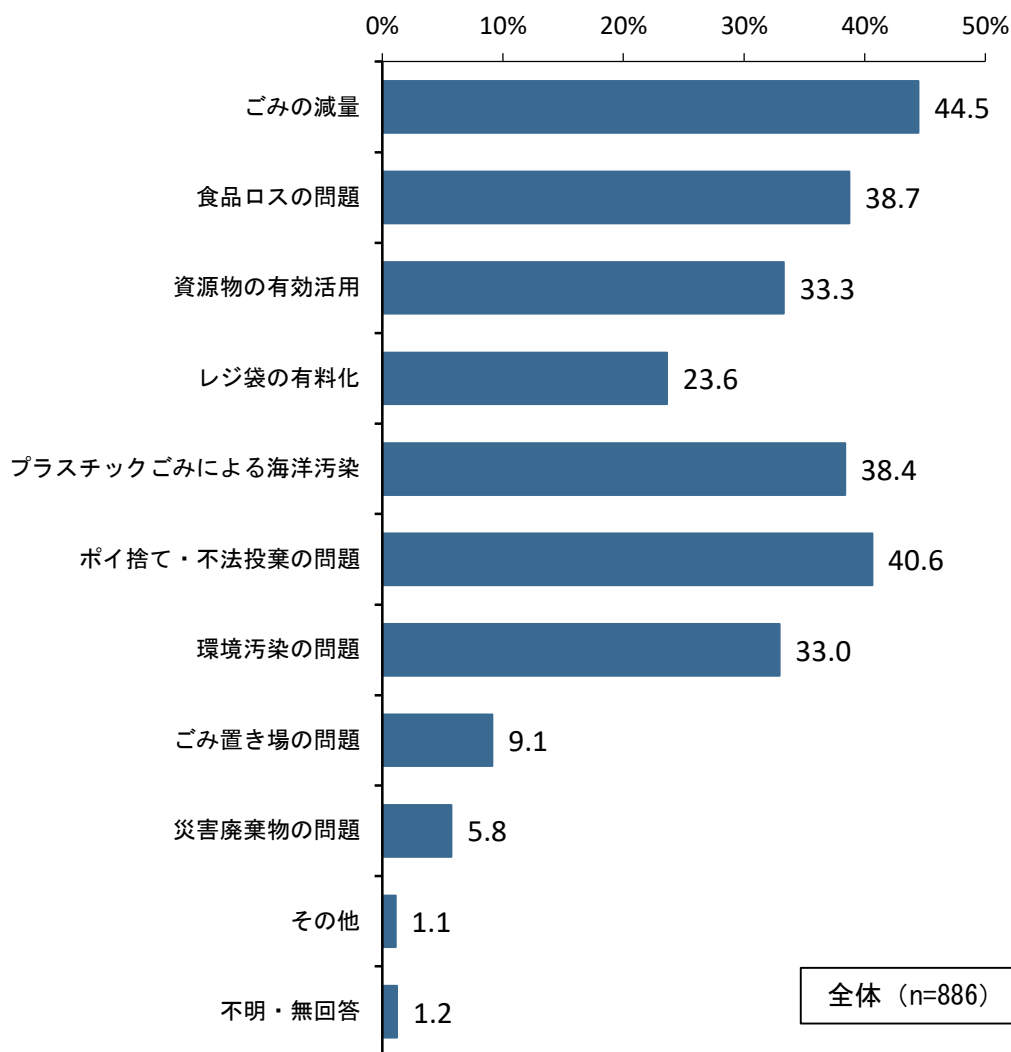


図 2-9 関心があるごみ問題について

(3)ごみ問題に関心がない理由

問2 (3)	(1)で「3 あまり関心がない」「4 全く関心がない」「5 どちらとも言えない」に○をつけた方にお尋ねします。関心がない、どちらとも言えないと答えたのはなぜですか。(○は3つまで)
--------	--

ごみ問題に関心のない方に、関心がない理由を尋ねたところ、「自分一人が努力しても影響がないと思うから」が27.4%で最も高く、次いで「ごみの問題に取り組むのが面倒だから」が17.7%、「ごみは燃やせばいいと思うから」が16.9%と続いています。

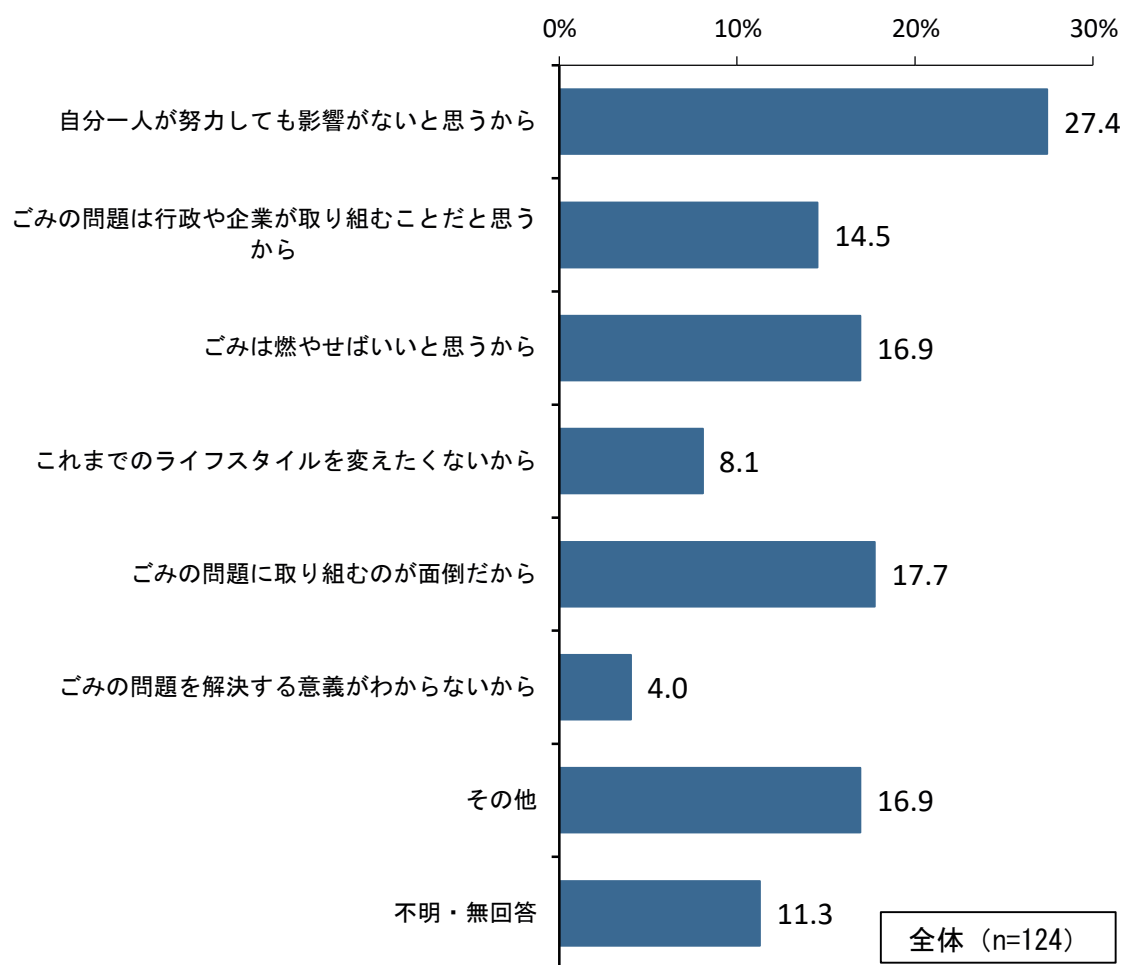


図 2-10 ごみ問題に関心がない理由

(4) 日常での3Rの実践状況

問2 (4)	ごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rについて、日常的にどの程度実践をしていますか。（〇はそれぞれ1つだけ）
--------	--

普段の生活での、ごみのリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rの実践状況について、「いつも実践している」と「時々実践している」を合わせた割合が高い取組は、「資源物（びん・缶）は分別している」（94.5%）、「買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋を購入しない」（86.9%）、「古紙（新聞・雑誌・段ボール）等は地域の集団回収又は業者の古紙回収に出す」（85.3%）、「生ごみは水を切って出している」（83.3%）で8割を超えており、「全く実践していない」と「あまり実践していない」を合わせた割合が高い取組は、「生ごみを堆肥化（コンポスト化）している」（78.7%）、「フリーマーケットやリサイクルショップ（インターネットを含む）を利用している」（52.6%）、「たまに使うものはレンタルする（旅行ケース等）」（50.9%）で5割を超えています。

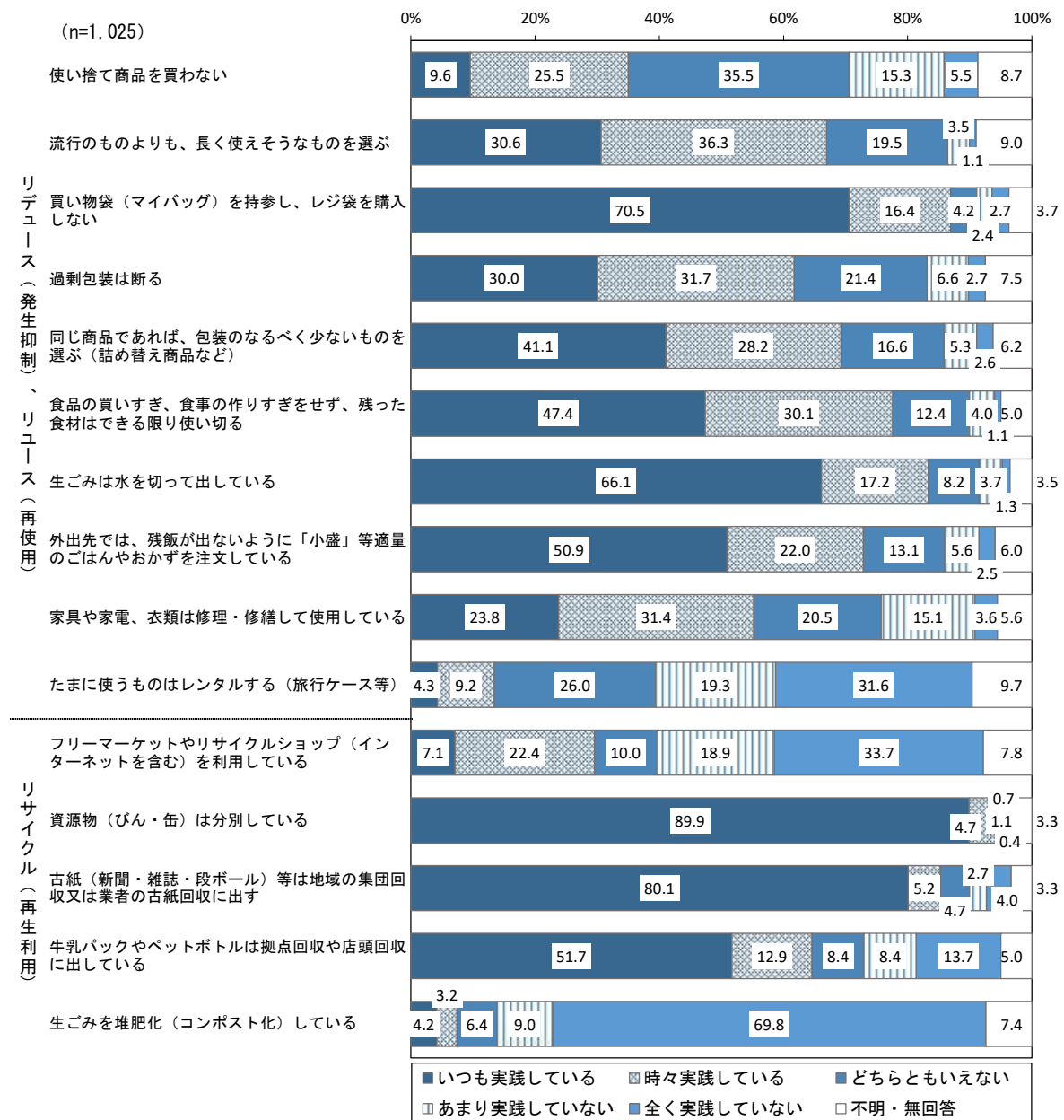


図 2-11 日常での3Rの実践状況

(5) 地域での古紙・古布の集団回収の状況

問2 (5)	お住まいの地域では古紙・古布の集団回収を実施していますか。(〇は1つだけ)
--------	---------------------------------------

お住まいの地域での古紙・古布の集団回収の実施状況については、「実施している」が 81.7%で最も高く、次いで「わからない」が 10.9%、「していない」が 3.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「わからない」割合が 4.0 ポイントと大きく増加しています。

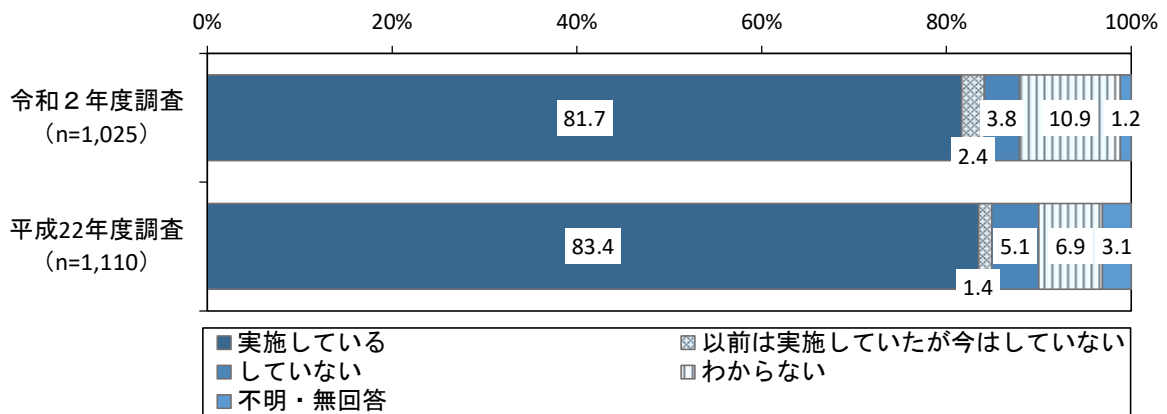


図 2-12 地域での古紙・古布の集団回収の状況

(6) 家庭での古紙等の処理方法について

問2 (6)	ご家庭では、古紙等を主にどのように処理していますか。(〇は1つだけ)
--------	------------------------------------

家庭での古紙等の処理については、「地域の集団回収に出す」が 70.0%で最も高く、次いで「民間の古紙回収業者に出す」が 12.6%、「可燃（燃やす）ごみに出す」が 7.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「地域の集団回収に出す」割合が 7.7 ポイントと大きく減少しています。

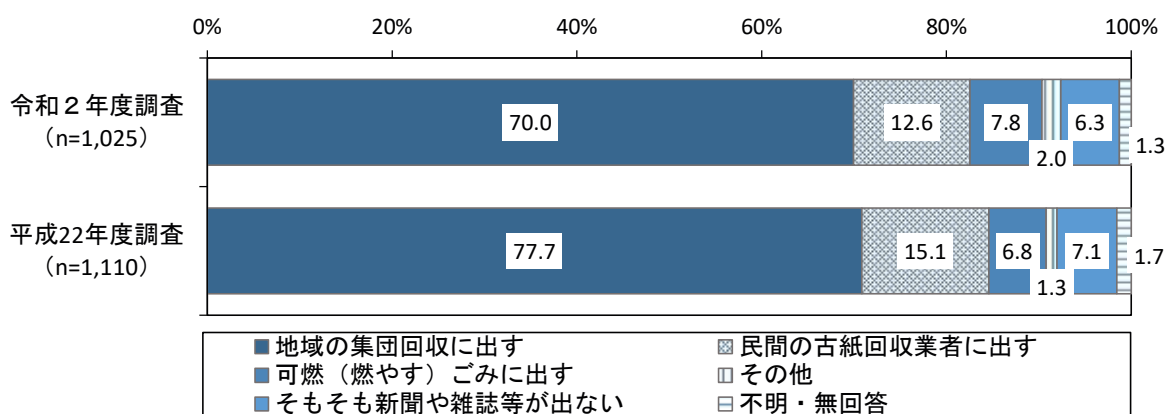


図 2-13 家庭での古紙等の処理方法

(7) 古紙等を可燃(燃やす)ごみに出す理由

問2 (7)	(6)で「3 可燃(燃やす)ごみに出す」に○を付けた方にお尋ねします。古紙等を可燃(燃やす)ごみとして捨てている理由はなぜですか。(○は3つまで)
--------	---

古紙等を可燃(燃やす)ごみに出している方に理由を尋ねたところ、「集団回収の日時や場所がわからない」が37.5%で最も高く、次いで「家の中に古紙を保管する場所がない」が25.0%、「集団回収が行われていない」が18.8%と続いています。

前回調査と比較すると、「集団回収の日時や場所がわからない」と「集団回収が行われていない」がそれぞれ19.1ポイント、9.6ポイントと大きく増加しています。

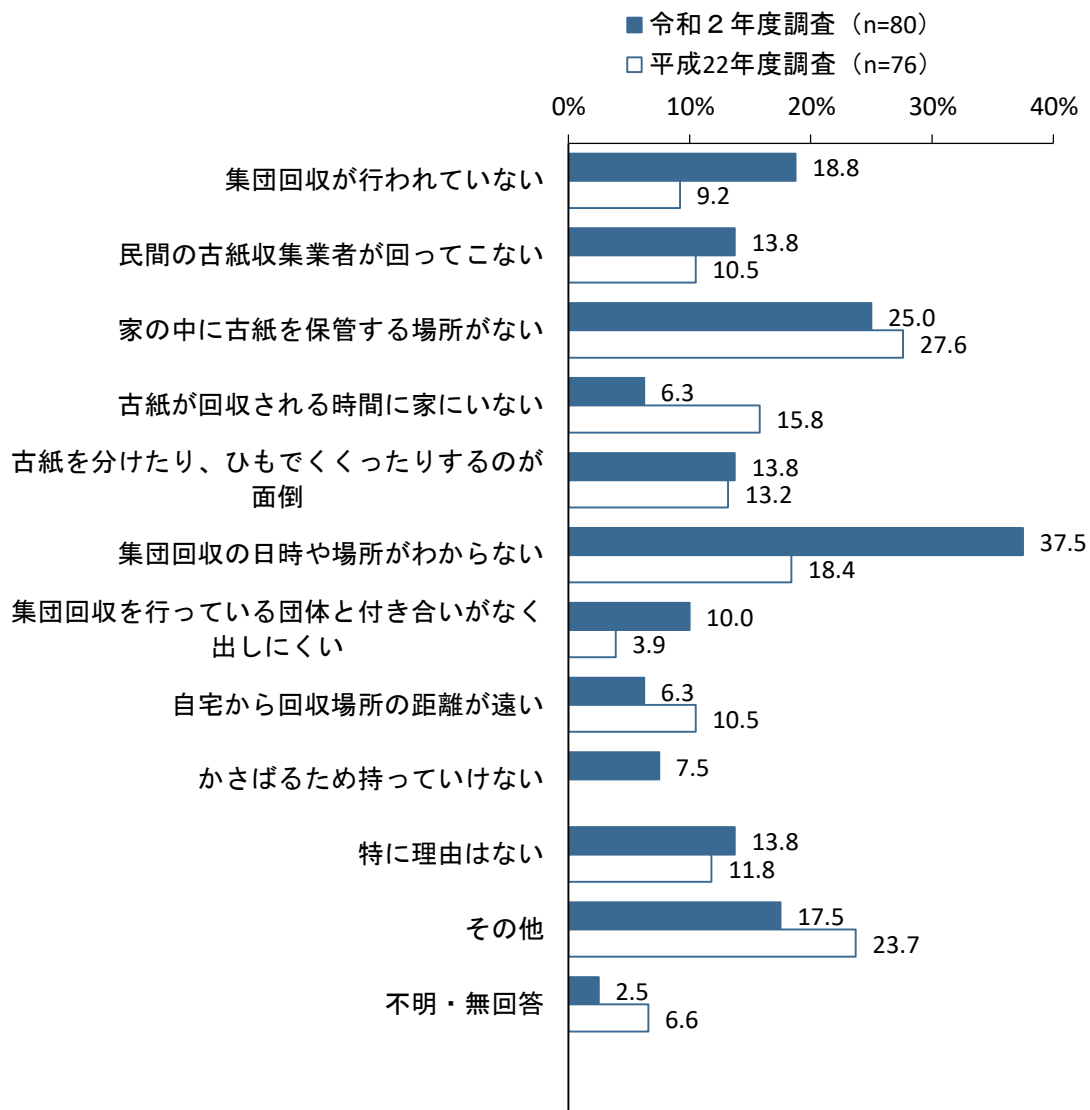


図 2-14 古紙等を可燃(燃やす)ごみに出す理由

3. 八尾市のごみ行政について

(1) 八尾市が行っている取組の認知度

問3 (1)	八尾市が行っている下記の取組について、ご存知ですか。(〇はそれぞれ1つだけ)
--------	--

八尾市が行っている取組の認知度について、「知っている（利用したことがある）」割合が高い取組は、「指定ごみ袋の無料配付」（92.5%）、「粗大ごみの電話申し込み」（74.2%）、「有価物集団回収（新聞・段ボール等の古紙類を町会や子ども会等で回収すること）」（72.6%）で7割を超えており、「知っている（利用したことはない）」割合が高い取組は、「スーパー等でのトレイ、ペットボトル等の店頭回収の利用」（39.7%）となっており、「知らない」割合が高い取組は、「環境出前講座の受講」（82.0%）、「ぼかし容器の貸与」（78.0%）、「ふれあい収集事業（高齢者や障がい者へのごみ出し支援等）」（77.8%）で7割を超えています。

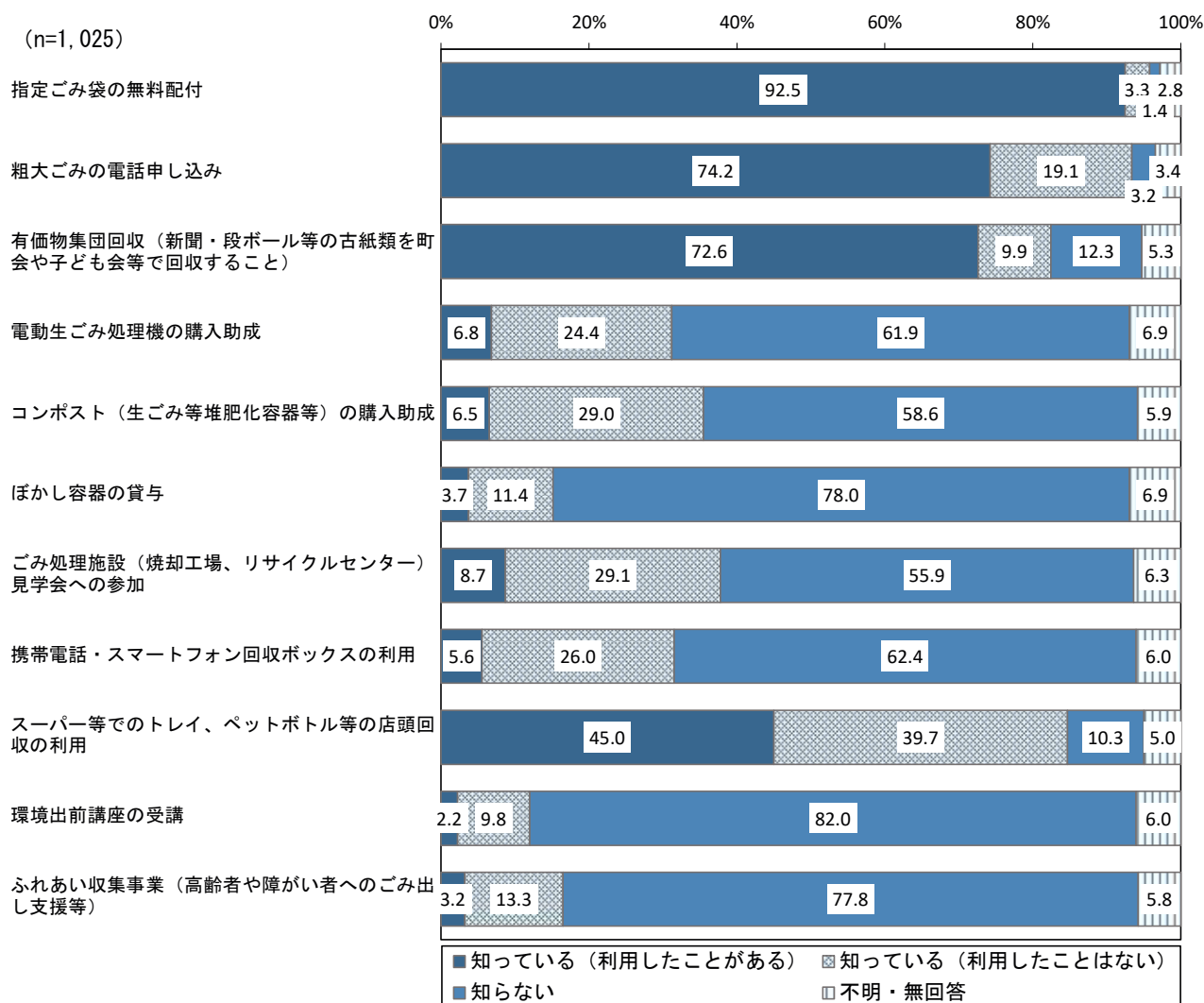


図 2-15 八尾市が行っている取組の認知度

(2)八尾市のごみやりサイクルに関する情報の入手方法

問3 (2)	八尾市のごみやりサイクルに関する情報をどのような方法で入手していますか。(〇はいくつでも)
--------	---

八尾市のごみやりサイクルに関する情報の入手方法については、「収集曜日カレンダー」が 80.6%で最も高く、次いで「市政だより」が 53.7%、「ごみの分け方、出し方ハンドブック」が 23.9%と続いています。

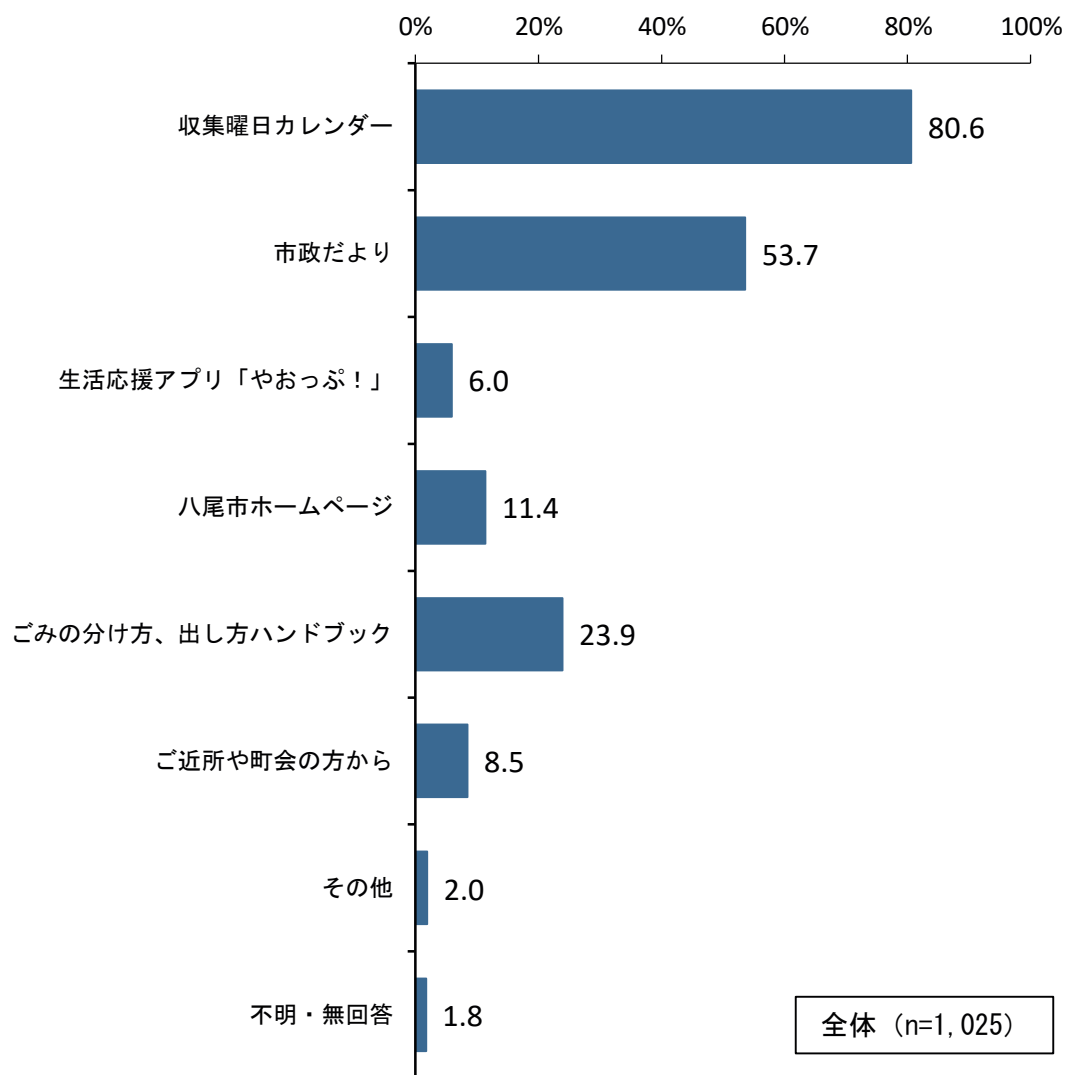


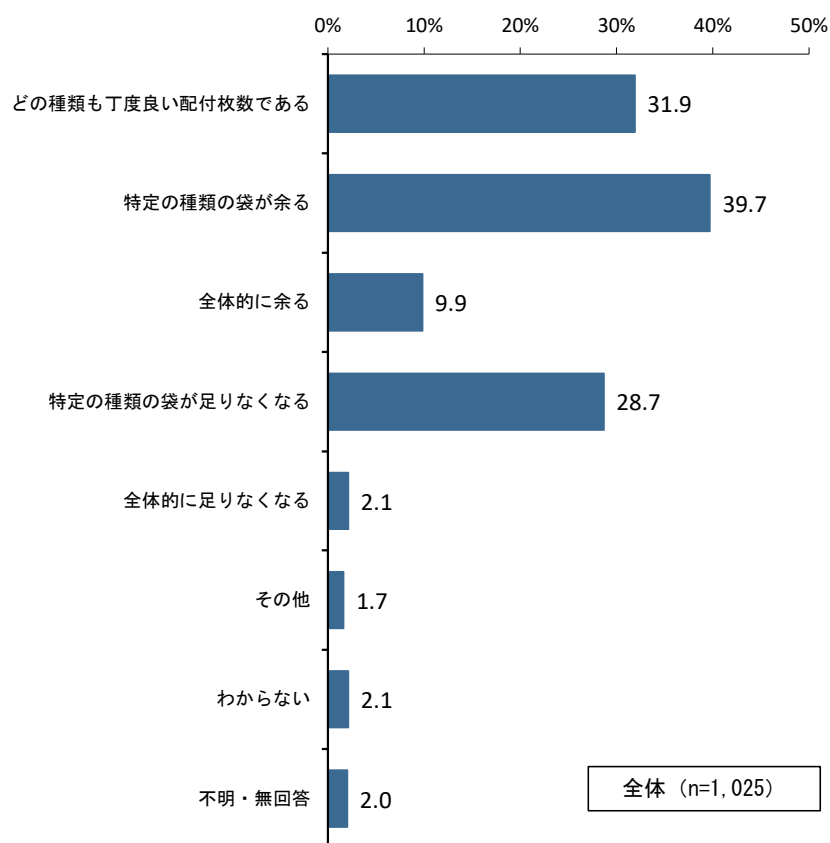
図 2-16 八尾市のごみやりサイクルに関する情報の入手方法

(3) 家庭用指定袋の配付数について

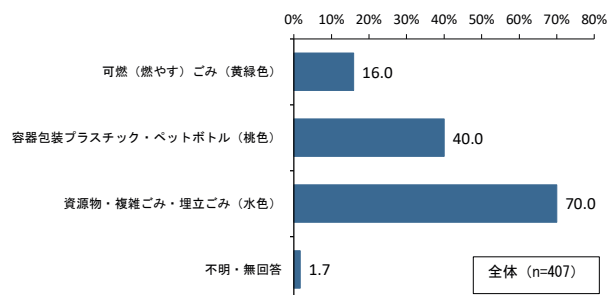
問3 (3)	八尾市では家庭用指定袋を年2回、世帯の人数に応じて無料で配付しています。ごみの量に対して袋の配付数は適当ですか。
--------	--

家庭用指定袋の配付数はごみの量に対して適当かどうかについては、「特定の種類の袋が余る」が39.7%で最も高く、次いで「どの種類も丁度良い配付枚数である」が31.9%、「特定の種類の袋が足りなくなる」が28.7%と続いています。

「特定の種類の袋が余る」方で余る割合が高い種類は「資源物・複雑ごみ・埋立ごみ(水色)」で70.0%となっており、「特定の種類の袋が足りなくなる」方で足りなくなる割合が高い種類は「可燃(燃やす)ごみ(黄緑色)」で68.4%となっています。



●余る袋の種類



●足りなくなる袋の種類

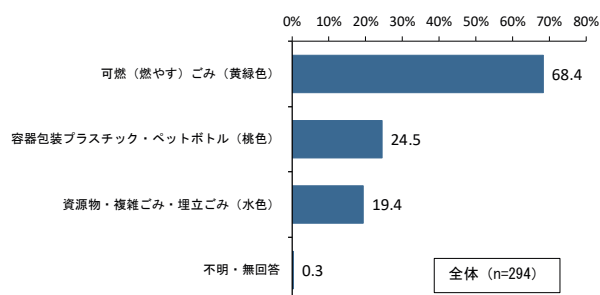


図 2-17 家庭用指定袋の配付数について

(4)八尾市が力を入れて取り組むべき施策

問3 (4)	八尾市のごみ行政について、今後どのような施策に力を入れて取り組んでほしいですか。(〇は3つまで)
--------	--

八尾市のごみ行政について、今後どのような施策に力を入れて取り組んでほしいかについては、「不法投棄に対する対応」が35.1%で最も高く、次いで「ごみ出しのマナーが悪い世帯や集合住宅への指導や啓発」が25.1%、「資源物の抜き取り、持ち去り行為に対する対応」が22.4%と続いています。

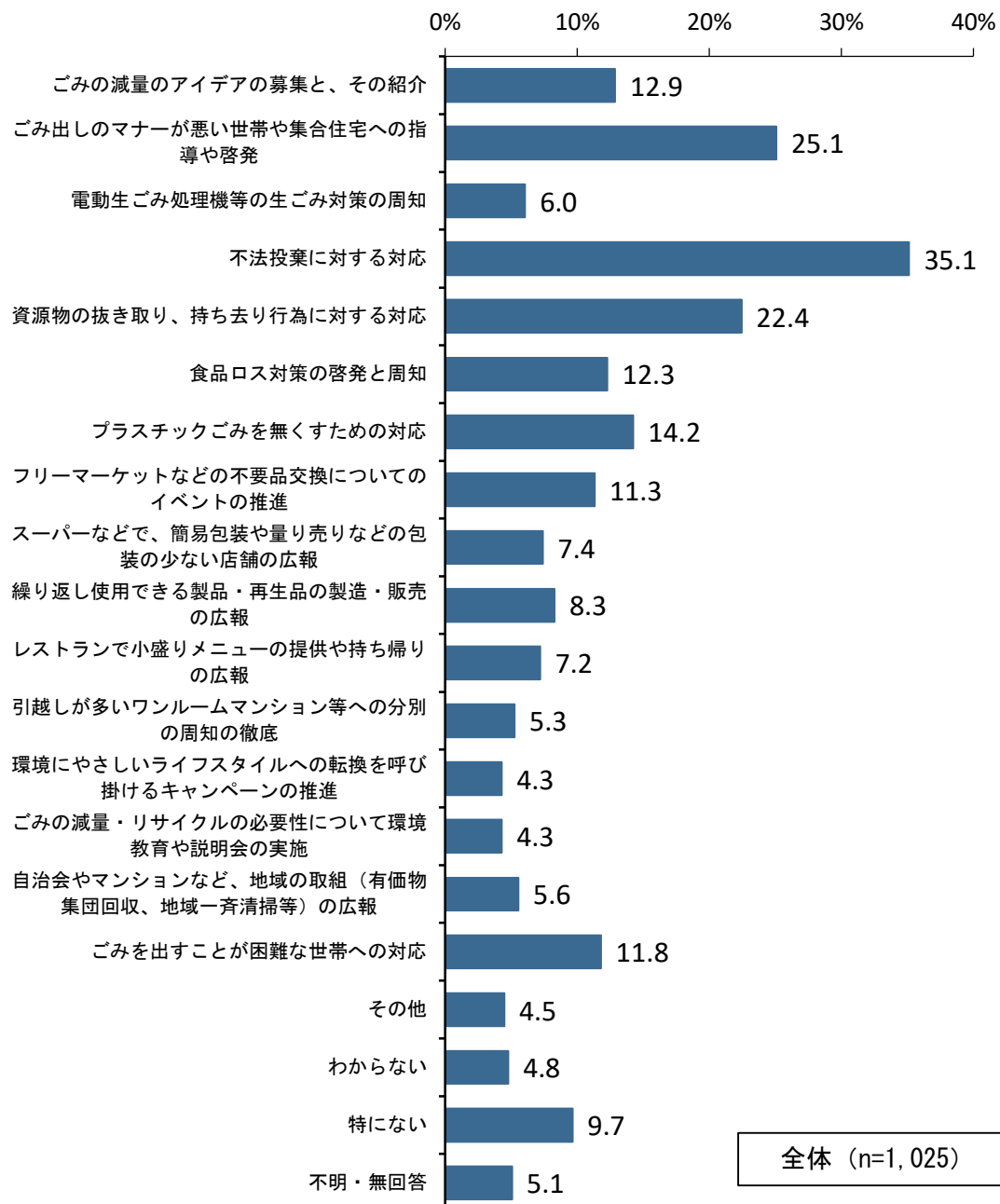


図 2-18 八尾市が力を入れて取り組むべき施策

(5)八尾市のごみ行政に対する満足度

問3 (5)	八尾市のごみ行政にどの程度満足していますか。(〇はそれぞれ1つだけ)
--------	------------------------------------

八尾市のごみ行政についての満足度については、「十分満足している」と「やや満足している」を合わせた割合が高い項目は、「ごみの収集（収集回数や分別等）」（82.3%）、「住んでいる地域の清潔さ」（63.8%）で6割を超えていますが、「ごみの減量や処理についての八尾市からの情報の提供」と「ごみの減量や処理への八尾市の取組」については、「どちらともいえない」が約4割となっています。

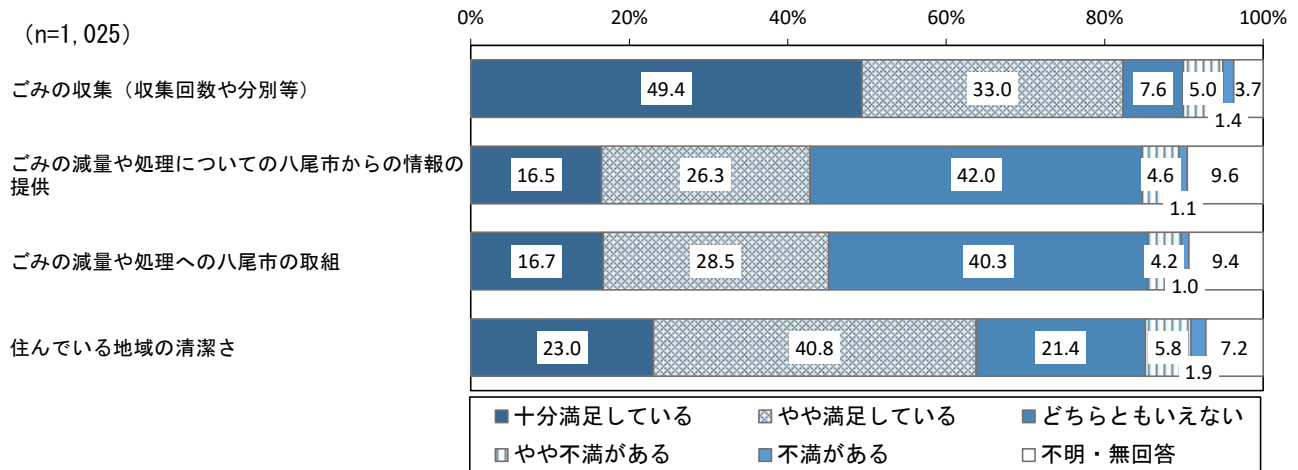


図 2-19 八尾市のごみ行政に対する満足度

4. 身のまわりのごみの問題について

(1) 日常生活におけるごみに関する困りごとや問題について

問4（1）	日常生活において、ごみに関することで困っていることや問題だと感じていることはありますか。（〇はいくつでも）
-------	---

日常生活において、ごみに関することで困っていることや問題だと感じていることについては、「ごみ置き場を荒らすカラス等の動物の対応」が37.6%で最も高く、次いで「市で処分できないと言われたごみの処理」が25.9%、「アルミ缶や複雑ごみの抜き取り、持ち去り」が24.2%と続いています。

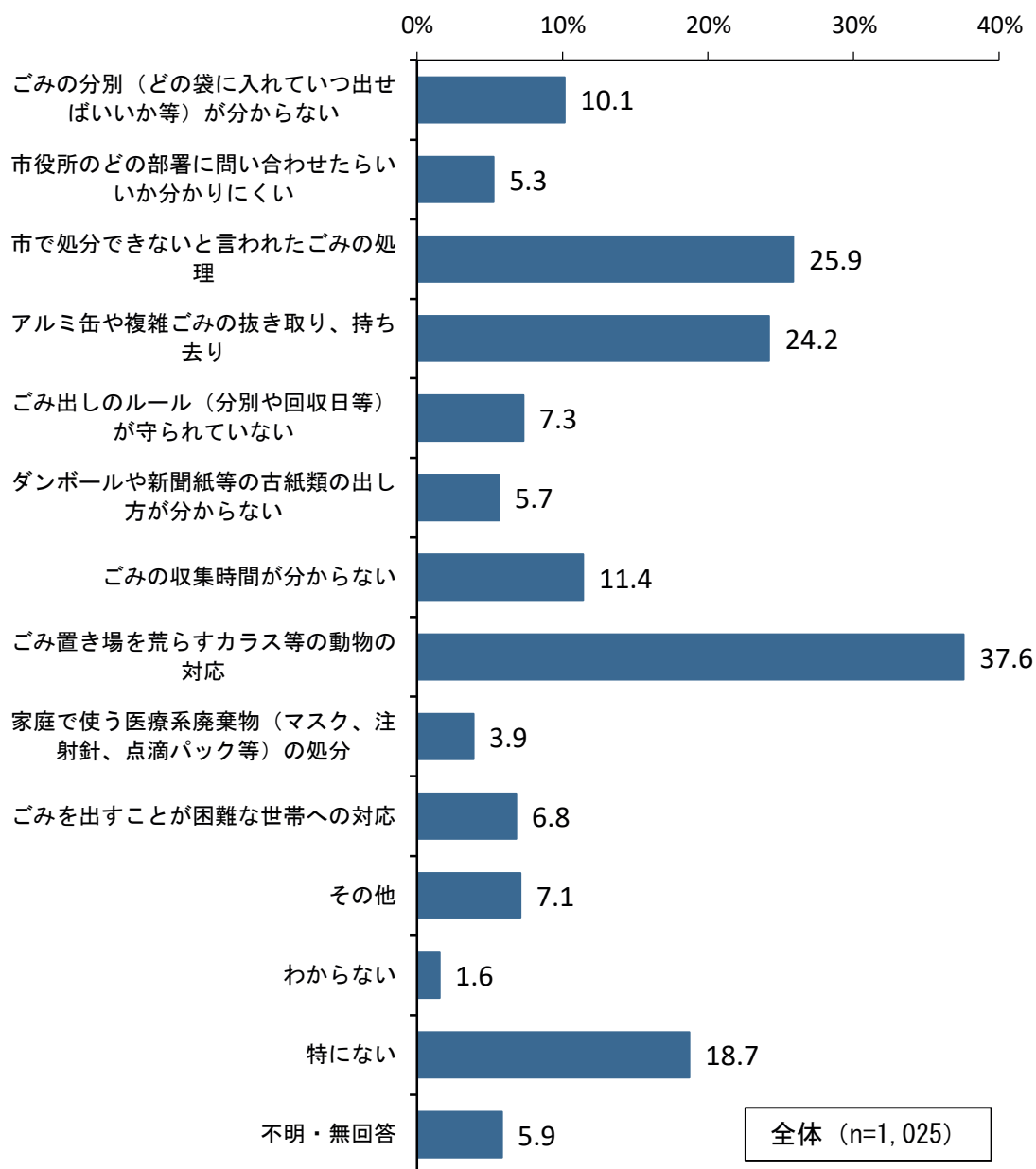


図 2-20 日常生活におけるごみに関する困りごとや問題について

(2)ごみに関して困ったときの対応について

問4 (2)	あなたは、ごみに関することで困ったときに、どのような対応をしていますか。(〇はいくつでも)
--------	---

ごみに関することで困ったときの対応については、「収集曜日カレンダーを確認」が 39.8%で最も高く、次いで「市役所へ電話」が 34.0%、「ごみの分け方・出し方ハンドブックを確認」が 33.2%と続いています。

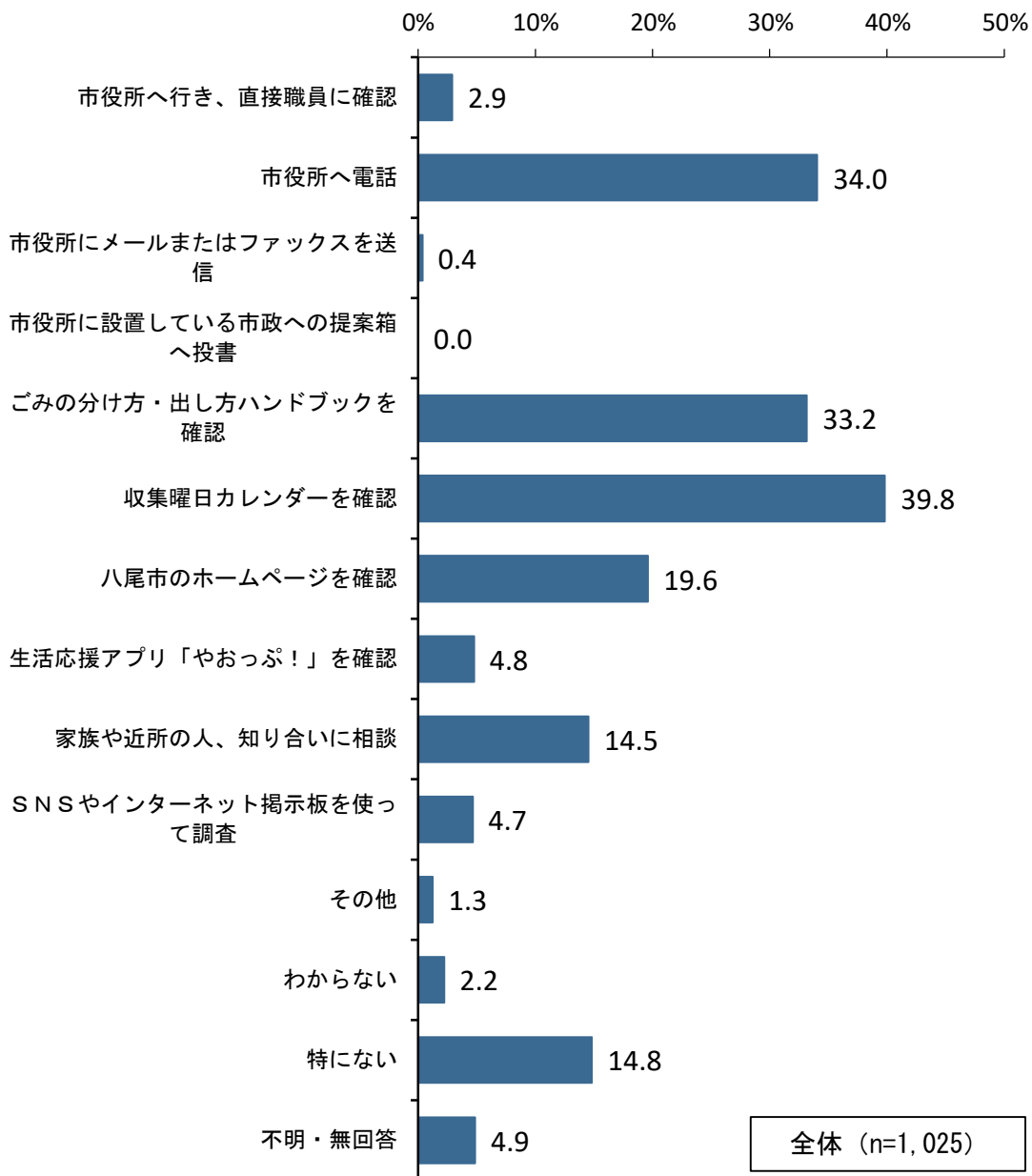


図 2-21 ごみに関して困ったときの対応

5. プラスチックごみ問題への対策、レジ袋有料化について

(1) エコバッグやマイボトルの使用状況

問5 (1)	あなたは、「エコバッグ」「マイボトル」を使用していますか。(○はそれぞれ1つだけ)
--------	---

エコバッグの使用状況については、「必ず使用する」と「ある程度使用する」を合わせた割合が88.7%と9割近く使用しているのに対し、マイボトルについては53.6%と約半数の使用状況となっています。

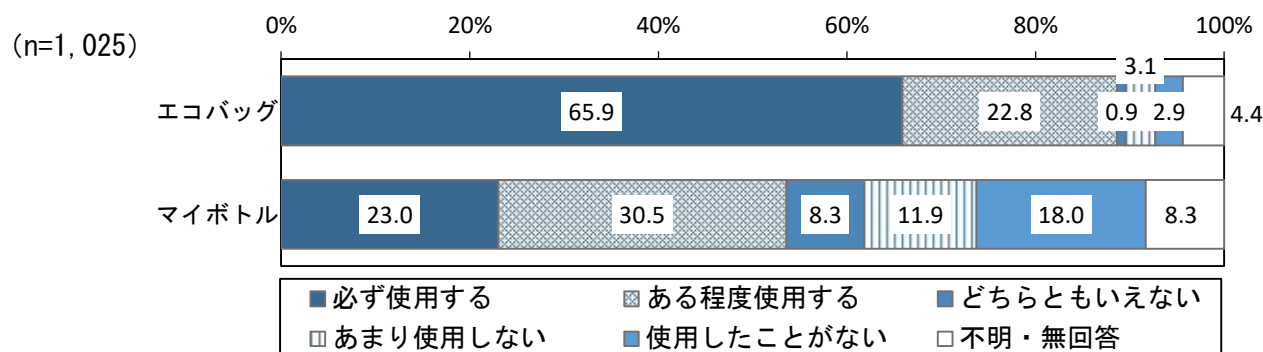


図 2-22 エコバッグやマイボトルの使用状況

(2) エコバッグやマイボトルを使用しない理由

問5 (2)	(1)で「4 あまり使用しない」「5 使用したことがない」に○を付けた方にお尋ねします。その理由は何ですか。(○はいくつでも)
--------	---

「エコバッグ」「マイバッグ」それぞれで使用しない理由は「持っていないため」が最も高くなっています。また、「マイボトル」に関しては「持っているが、持ち歩くことが、面倒なため」も比較的高くなっています。

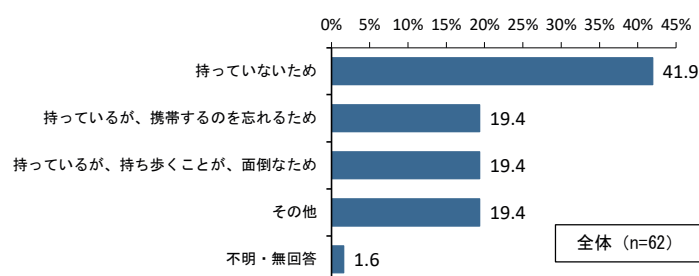


図 2-23 エコバッグを使用しない理由

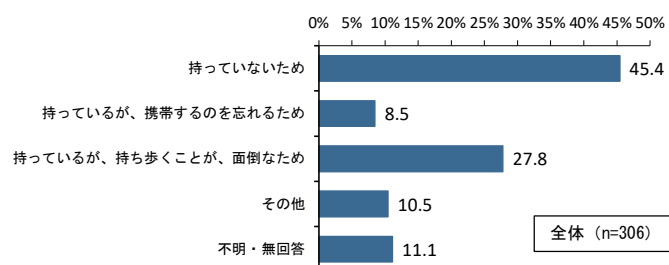


図 2-24 マイボトルを使用しない理由

(3)レジ袋有料化による行動の変化について

問5 (3)	令和2年7月に全国でレジ袋が有料化されました。あなたの行動に変化はありましたか。(〇はいくつでも)
--------	---

レジ袋有料化による行動の変化については、「エコバッグ等を持参して、買い物するようになった」が74.4%で最も高く、次いで「特に変化はない(有料化以前からレジ袋をもらわないようにしている)」が18.3%、「量や頻度を考えながら、買い物するようになった(一度に買う量や買い物に行く回数が減った)」が13.3%と続いています。

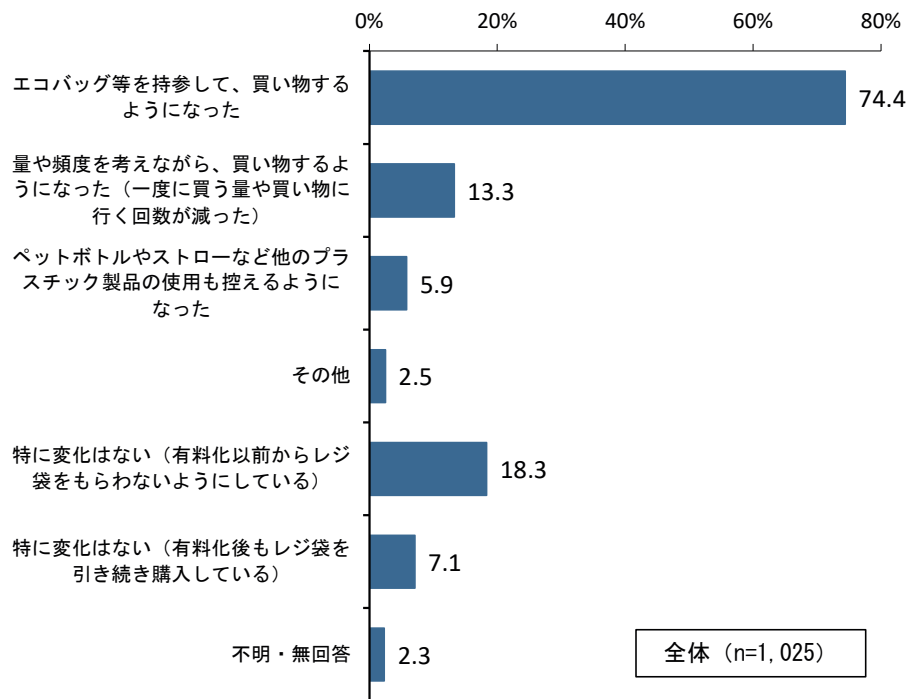


図 2-25 レジ袋有料化による行動の変化

(4)「やおプラスチックごみゼロ宣言」の認知度

問5 (4)	八尾市では、令和元年6月に「やおプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。あなたは知っていますか。(〇は1つだけ)
--------	--

「やおプラスチックごみゼロ宣言」については、「聞いたことがない」が67.5%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」が23.1%、「聞いたことがあり、内容も知っている」が6.1%と続いています。

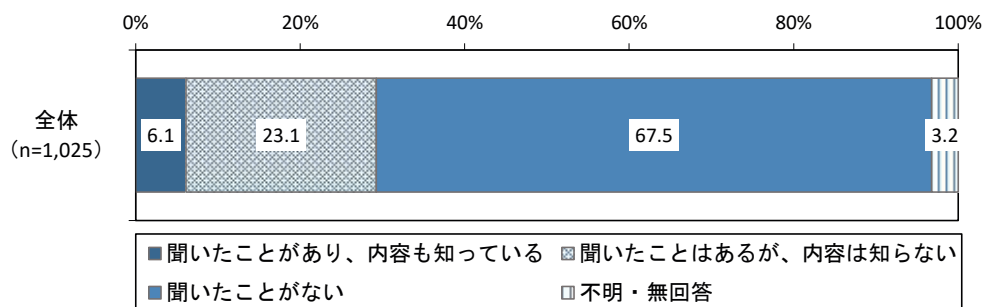


図 2-26 「やおプラスチックごみゼロ宣言」の認知度

6. 食品ロスへの対策について

(1)「食品ロス」という言葉の認知度

問6（1）	あなたは、「食品ロス」という言葉を聞いたことがありますか。（○は1つだけ）
-------	---------------------------------------

「食品ロス」という言葉の認知度については、「聞いたことがあり、言葉の意味も知っている」が82.3%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、言葉の意味は知らない」が8.9%、「聞いたことがない」が6.1%と続いています。

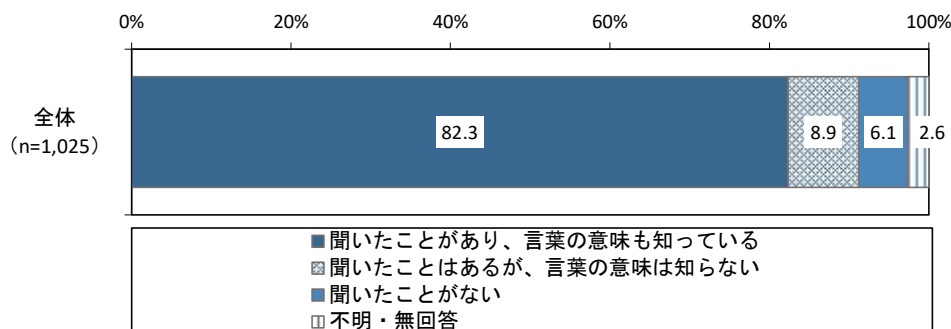


図 2-27 「食品ロス」という言葉の認知度

(2)家庭で手を付けず食品を捨ててしまう理由

問6（2）	あなたのご家庭で、手を付けずに、食品を捨ててしまう主な理由は何ですか。（○はいくつでも）
-------	--

家庭で手を付けず食品を捨ててしまう理由については、「賞味期限・消費期限が切れてしまった」が59.1%で最も高く、次いで「色やにおいが変化し、食べられなくなった」が32.9%、「食品を捨てることがない」が19.8%と続いています。

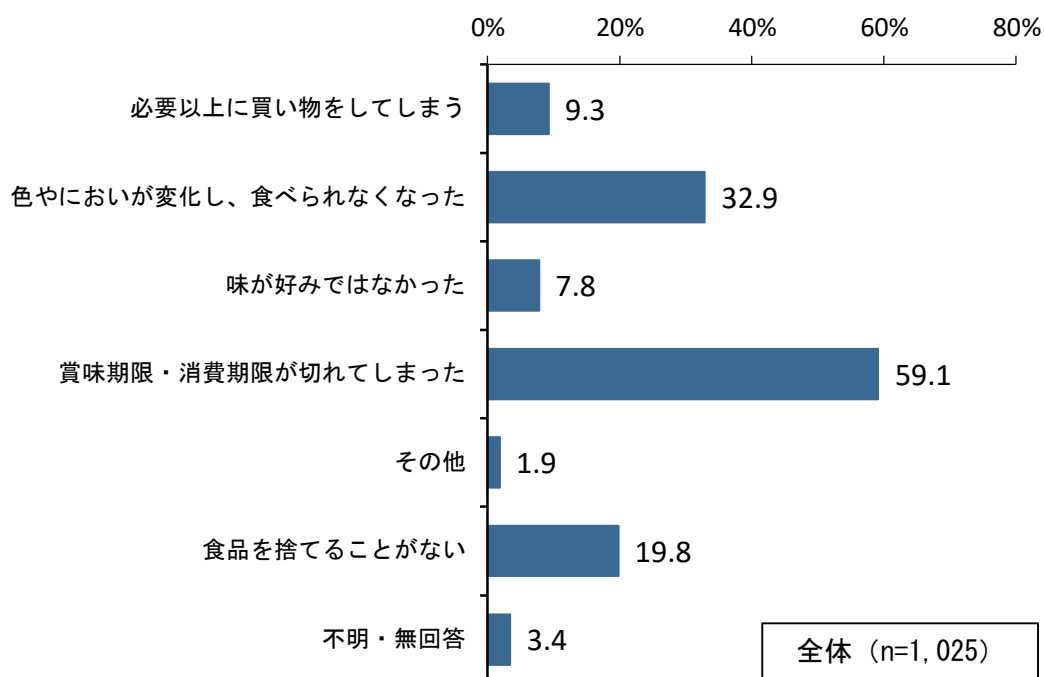


図 2-28 家庭で手を付けず食品を捨ててしまう理由

(3)「食品ロス」の減量につながる取り組みの実践について

問6 (3)	あなたは、「食品ロス」の減量につながる取り組みを実践していますか。(〇はそれぞれ1つだけ)
--------	---

「食品ロス」の減量につながる取り組みの実践状況について、「いつも実践している」と「時々実践している」を合わせた割合が高い取組は、「料理は残さず食べるようにしている」(83.6%)、「食品の賞味期限や消費期限に注意して、食べ忘れがないように注意している」(77.6%)、「買い物に行く前に、冷蔵庫の中身を確認し、買いすぎないように心がけている」(76.2%)で7割を超えており、「全く実践していない」と「あまり実践していない」を合わせた割合が高い取組は、「野菜の皮や芯などを料理に使うなど、食材を無駄なく使っている」で34.1%となっています。

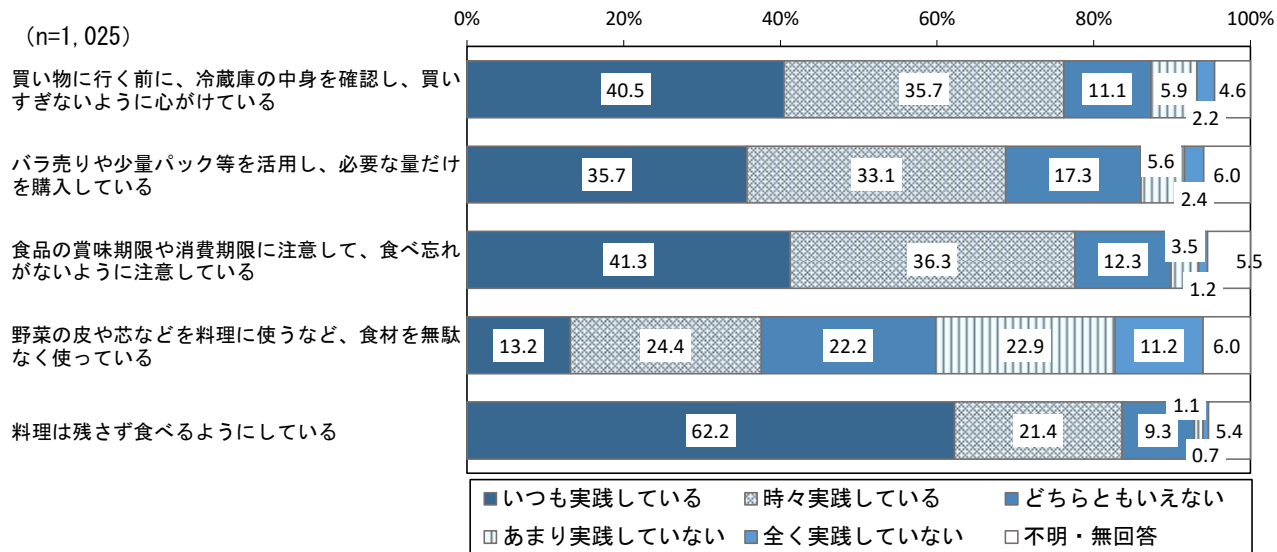


図 2-29 「食品ロス」の減量につながる取り組みの実践

資料 6. 八尾市廃棄物減量等推進審議会規則

平成 12 年 2 月 24 日

規則第 1 号

改正 平成 18 年 2 月 7 日規則第 3 号
平成 19 年 1 月 15 日規則第 1 号
平成 20 年 3 月 31 日規則第 39 号
平成 25 年 3 月 30 日規則第 4 号
令和 2 年 8 月 27 日規則第 68 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 16 年八尾市条例第 27 号。以下「条例」という。）第 11 条第 3 項の規定により、八尾市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び定数）

第 2 条 条例第 10 条第 2 項第 3 号に規定する委員は、市長が審議会委員として公募し、当該公募に応じた市民の中から市長が別に定める方法により選考した委員とする。

2 市長が委嘱する委員の定数は次のとおりとする。

- （1） 条例第 10 条第 2 項第 1 号に規定する者 5 人
- （2） 条例第 10 条第 2 項第 2 号に規定する者 10 人
- （3） 条例第 10 条第 2 項第 3 号に規定する者 5 人

（定数の特例）

第 3 条 市長は、一般廃棄物の減量化対策等を実効あるものとするため、特に必要があると認めたときは、前条第 2 項各号の委員の定数を超えて委嘱することができる。

（会長及び副会長）

第 4 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面等による審議）

第 6 条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得な

い事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により審議することをもって会議に代えることができる。

（関係者の出席等）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の議事に関係があるものの出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第8条 審議会の会議は、公開するものとする。

2 会長は、必要があると認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、前項の規定にかかわらず、非公開とすることができる。

3 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、別に市長が定める。

（専門部会）

第9条 審議会は必要があると認めるときは、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（以下「部会委員」という。）の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議状況及びその結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部会の委員が、その職務を代理する。

6 前4条の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、経済環境部資源循環課において行う。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定（公募に関する部分に限る。）は、平成12年2月17日から適用する。

（招集の特例）

2 この規則の施行の日以後最初に行われる審議会その他会長及び会長の職務を代理する副会長が欠けている場合における審議会の会議は、市長が招集する。

3 前項の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「あらかじめ部会長が指名する部会の委員」と、「市長」とあるのは「会長」と読み

替えるものとする。

附 則（平成18年2月7日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年1月15日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（令和2年8月27日規則第68号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の次に掲げる規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（1）～（42） （略）

（43） 八尾市廃棄物減量等推進審議会規則

（44）～（51） （略）

資料 7. 用語説明

あ行

アジア各国による廃棄物の輸入規制 (P20)	平成 29 年度（2017 年度）末より、中華人民共和国において使用済プラスチック等の輸入禁止措置が実施されており、これを受けて近隣国でも同様の措置を行う動きが見られる等、従前輸出されていた使用済プラスチック等について、国外による処理が困難となりつつある状況です。リサイクルに適さないプラスチック類の輸出は、バーゼル条約により令和 3 年（2021 年）より規制対象となっています。
新しい指定袋制度 (P1、13、17)	本市では平成 8 年（1996 年）から、指定袋制度を実施しています。各世帯の世帯人数に応じた指定袋を無料で配付し、ごみの分別に応じた袋で排出していただくとともに、一回あたり一袋の排出をお願いすることで、ごみの分別・減量にご協力いただいています。新しい指定袋制度とは、さらなるごみの減量と資源化に向けて、平成 28 年（2016 年）10 月から、可燃袋の容量変更や兼用袋の使用等のことを指します。
一般廃棄物 (P3、4、10、11、12、31、32)	廃棄物処理法の対象となる廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（生活系廃棄物）の他、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不用品（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれます。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれます。現行の廃棄物処理法の下では、地方自治体が収集・処理・処分の責任を負います。発生源別に、生活系と事業系の 2 つに区分されます。
エコマーク (P29、30)	エコマークは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルのこと。
大阪広域環境施設組合 (P3、11、12、17、19、27、36、37)	構成団体（大阪市、八尾市、松原市、守口市）から排出される一般廃棄物の焼却処理・処分を共同で行うため、地方自治法第 284 条に基づき設置された特別地方公共団体（一部事務組合）です。
大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス） (P11、12、27、37)	近畿 2 府 4 県の市町村の廃棄物の広域的な処分・再利用を図るため、昭和 56 年（1981 年）に制定された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、昭和 57 年（1982 年）3 月に設立された団体。廃棄物の最終処分先として、大阪湾に埋立処分場を建設し、廃棄物の埋立等を行っています。現在、大阪沖、神戸沖の 2 ヶ所の処分場があります。

か行

海洋プラスチック汚染
(P1)

近年、世界的に扱われる問題であり、プラスチック廃棄物が海に漂流し、雨や波、その他自然環境によって小さなプラスチック（マイクロプラスチック）に刻まれ、それを海洋生物が食べてしまい、食物連鎖を通じてあらゆる生物に取り込まれていることが判明しています。石油からつくられるプラスチックは本来自然界には存在しない物質で、自然に分解される性質を持たないため、マイクロプラスチックとなって人にも食事を通じて取り込まれています。人体への影響はまだ明らかにはなっていませんが元々食用ではない化合物が取り込まれるのが良い影響をもたらすとは考えにくいいため、問題解決が提唱されています。

拡大生産者責任（EPR：
Extended Producer
Responsibility）
(P2、29)

自ら生産する製品等について、生産・流通・使用段階だけでなく、使用後に製品が廃棄されて処理・リサイクルされる段階まで生産者の責任を拡大しようとする考え方。家電リサイクル法、自動車リサイクル法などに定められる事業者の製品の引き取りとリサイクル義務の規定は、代表的な事例となっています。

家庭用電動生ごみ処理機
(P33)

生ごみに熱を加えて乾燥させたり、微生物によって分解させたり等自宅で処理し、肥料として活用できるものです。近年では、堆肥化だけでなく乾燥による生ごみの軽量化を目的とした利用も広がっています。

環境教育・環境学習
(P33)

環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・技術・態度を獲得させるために行われる教育活動のことです。人間の全体に関わる問題として、学校以外でも様々な活動が行われています。

環境出前講座
(P33)

本市の環境事業課職員が、市内の認定こども園及び小中学校等の施設へ出向いて実施する、環境学習やごみの削減を啓発する環境講座のこと。

環境マネジメントシステム
(P28)

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジメントシステム」（EMS - Environmental Management System）といいます。環境マネジメントシステムには、環境省が策定したエコアクション21や、国際規格のISO14001があります。

グリーン購入 (P28、30)	商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質等だけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に購入すること。平成8年（1996年）には、グリーン購入に率先して取り組む企業、行政機関、民間団体等による「グリーン購入ネットワーク」が設立され、必要な情報の収集・提供、ガイドラインづくり、意識啓発などが行われています。また、平成13年（2001年）にはグリーン購入法が施行され、国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めています。
グリーンマーク (P30)	原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (P11)	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行い、併せて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発並びに情報の収集及び提供等を行うことにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的に設立された公益財団法人。再商品化の実施や、再商品化に関する普及・啓発、情報の収集及び提供などを行っています。
ごみ減量推進員 (P26)	市における一般廃棄物の減量化対策を実効あるものとするを目的に、廃棄物処理法及び八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例に基づき、各地域からの推薦で委嘱された者。「地域と市を結ぶパイプ役」「地域のごみ減量リーダー」を担っています。
 災害廃棄物 (P1、2、38)	コンクリートがらや木くず等、災害により発生する災害がれきや、被災者や避難者の生活に伴い発生する災害ごみを「災害廃棄物」と定義しています。
災害廃棄物処理計画 (P38)	今後想定される災害について、災害廃棄物の発生量を推計し、組織体制、処理方法等を定め、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することにより、被災地における公衆衛生の確保、生活環境の保全及び早期の復旧・復興を実現することを目的とした計画。
産業廃棄物 (P4、32)	廃棄物処理法で定められた工場などの事業活動から出る廃棄物で、燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチック類、建設廃材などの20種類及び輸入された廃棄物が規定されています。

事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度 （P1、10、32）	事業活動に伴って排出されるごみ（事業系ごみ）については、廃棄物処理法や八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例により、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないと規定されています。本市では、事業者の排出者責任を明確化し、ごみの減量及び資源化が図られるように、平成18年（2006年）6月より事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可制度を実施しています。
事業系一般廃棄物減量計画等報告書 （P26、31）	「八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則」に規定する多量排出事業者が、事業系一般廃棄物の減量等に関する計画や適正な処理実績を記載して市長に提出する報告書のこと。
事業系廃棄物管理責任者 （P26）	八尾市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び施行規則の規定に該当する多量排出事業者が、その事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、選任する者。その事業所から排出される事業系一般廃棄物の状況を常時把握できる者のうちから選任しなければならない。
資源・廃棄物制約 （P20）	日本の高度経済成長路線は高環境負荷・使い捨て商品・エネルギー多消費型の普及のものであったが、1960年代から1970年代にかけての公害問題という環境制約、最終処分場不足、ダイオキシン問題等の廃棄物制約、石油危機という資源制約に遭遇したこと。
集団回収奨励金交付制度 （P35）	本市では、ごみの減量、再生資源化を推進し、生活環境の保全を図るため、日常生活に伴って排出される廃棄物のなかから再資源化できる有価物（対象となるのは古紙類、布類、金属類）を集団回収する「営利を目的としない住民の団体」に対して、1kg当たり5円（令和2年度（2020年度）現在）の奨励金を交付しています。
循環型社会 （P1）	廃棄物等の発生を抑制し（ごみをなるべく出さず）、廃棄物等のうち有益なものは資源として活用し（ごみをできるだけ資源として使い）、適正な廃棄物の処理（使えないごみはきちんと処分）を行うことで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。
食育 （P34）	子どものこころと身体を健康を増進し、豊かな人間性と健全な食生活を目指すとともに、すべての人の生活習慣病を予防し、健康寿命を延ばすため、「食」に対する考え方を育て、その選択を手助けすることを目的に行うもの。

食品リサイクル法 (P20)	食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進するための法律です。食品リサイクル法に基づく「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年（2019年））」では業種別に再生利用等実施率が設定されており、令和6年度（2024年度）までに業種全体で食品製造業は95%、食品卸売業は75%、食品小売業は60%、外食産業は50%を達成するよう目標が設定されています。
食品ロス (P1、2、15、16、20、24、33、34)	本来食べられるのに廃棄される食品のことです。日本の食品廃棄物等は年間2,550万tあり、その中で本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間612万tになっています。（平成29年度（2017年度）推計値）
3R+Renewable（持続可能な資源） (P20)	リデュース、リユース、リサイクルの理念を守りつつ、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックへの合理的な転換による低炭素化や、プラスチックの海洋流出防止によるマイクロプラスチック問題への対処などにより環境負荷低減を図ること。
生活応援アプリ「やおっぷ」 (P26、27)	防災やごみ、子育てといったさまざまな生活に便利な情報をお知らせしたり、スマートフォンの機能を活かした本市が配信するスマートフォン専用アプリケーション。
全国都市清掃会議 (P27)	「公益社団法人全国都市清掃会議」として、廃棄物処理事業を実施している市区町村等が共同して、その事業の効率的な運営及びその技術の改善のために必要な調査、研究等を行うことにより、清掃事業の円滑な推進を図り、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に役立てています。
総合的な学習の時間 (P33)	総合的な学習の時間は、変化の激しい社会に対応して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てることなどをねらいとしています。「総合的な学習の時間」は、「ゆとりの中で『生きる力』をはぐくむ」という平成8年（1996年）の中央教育審議会の第一次答申に基づき、平成14年度（2002年度）の新学習要領で創設され、平成20年（2008年）に学習指導要領が改訂され、平成21年度（2009年度）から総合的な学習の時間が削減されています。

SNS（ソーシャルネットワークサービス） （P26）	インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用の Web サービスの総称です。 古くはブログや電子掲示板でもそうした機能の一部は実現できていたが、SNS では特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きを置いているのが特徴です。
組成分析調査 （P16）	今後のごみの減量化及び適正処理に係る施策、収集体制、施設整備等の検討に係る基礎資料とするために、家庭より排出されるごみの排出状況の実態をごみの種類ごとに把握する調査のことです。なお、本市では平成 29 年度（2017 年度）から新たに食品ロスの区分を設けています。
粗大ごみの有料化 （P1、13）	指定袋に入らない大きなごみを出す場合、あらかじめ粗大ごみ受付センターに申し込み、市内のコンビニエンスストア・郵便局で粗大ごみ処理手数料券を購入し、事前に決められた収集日に排出します。平成 25 年（2013 年）10 月から実施しています。
た行 第四次循環型社会形成推進基本計画 （P1）	循環型社会形成推進基本法第 15 条に基づき、環境基本計画を基本として、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定される国の計画を指します。概ね 5 年ごとに見直すこととされているため、平成 15 年（2003 年）3 月に策定された最初の基本計画以降、現在は第四次基本計画であり、平成 30 年（2018 年）6 月に閣議決定されています。本計画は、実効ある進行管理を行うため、指標と数値目標が設定されていることが特徴となっています。指標は、物質フロー指標と取組指標とに分けられており、このうち前者に関しては、入口の資源生産性、循環の循環利用率、出口の最終処分量のそれぞれについて具体的数値で目標を定めています。また、物質フローに関する補助指標や進行をモニターする指標も、入口・循環・出口のそれぞれに分けて設定されています。さらに、後者に関しても、一般廃棄物の減量化やレジ袋辞退率（マイバッグ持参率）等の様々な取組指標が設けられています。
第五次環境基本計画 （P1）	環境基本計画とは、国が環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるものとなっています。第五次環境基本計画は、平成 30 年（2018 年）に閣議決定されました。平成 27 年（2015 年）9 月の国連サミットにおける持続可能な開発目標（SDGs）採択や同年 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議におけるパリ協定の採択を踏まえて策定されました。環境・経済・社会の統合的向上に向けて、「持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築」など、6

	つの重点戦略が設定されています。また、地域の活力を最大限に発揮するために新たに「地域循環共生圏」が提唱されています。
地域循環共生圏 (P1)	各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連環）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かすというものです。
地球温暖化 (P20)	二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中に蓄積され、大気や海水温度が長期的に上昇することをいいます。地球温暖化が進むと、気候の変化、海面水位の上昇などが生じ、農業生産の地域特性が変化したり、低地が水没したり、地球各地の自然生態系が変化するなど環境及び社会経済に大きな影響を及ぼすことになると懸念されています。
中間処理施設 (P12、36)	収集したごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理する施設をいいます。
適正処理 (P 1、2、5、26、27、31、32、36)	廃棄物を適切に処理すること。一般廃棄物の場合は、廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集・運搬し、衛生的に処分、再生すること。
適正処理困難物 (P27)	市町村が処理する一般廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難となっているもの。「廃棄物処理法」は、こうした廃棄物を環境大臣が「適正処理困難物」に指定できると定めています。タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されています。市長は、適正処理困難物の処理が適正に行えるよう、製造者や販売者などの事業者に協力を求めることができ、環境大臣は、経済産業大臣など管轄の大臣に、そのための必要な措置を要請できます。
な行 生ごみ堆肥化ぼかし容器 (P33)	生ごみを入れ、その上から「ぼかし」を振り掛けることを繰り返すことで、生ごみが発酵し、堆肥になる密閉容器のこと。なお、「ぼかし」とは米ぬかなどの有機物をEM（自然界に存在する微生物の中で環境や生物にとって有用な働きをする乳酸菌、酵母菌、光合成細菌など数十種類の微生物を混ぜた培養液という）で発酵させ増殖させたものをいいます。

生ごみ堆肥化容器（コンポスト） （P33）	底を土に埋め、中に生ごみと土を交互に重ね入れて発酵させ、有機肥料を作るための容器。
は行 パートナーシップ （P1、22、23、26）	共通の目的に向かって、対等な立場で2者以上が協力すること。
バイオマスプラスチック （P20）	再生可能なバイオマス資源を原料に、化学的または生物学的に合成することで得られるプラスチックのこと。焼却処分した場合でも、バイオマスのもつカーボンニュートラル性から、大気中のCO ₂ の濃度を上昇させないという特徴があり、地球温暖化の防止や化石資源への依存度低減にも貢献することが期待されています。
破碎残渣 （P11）	本市では、可燃（燃やす）ごみ及び埋立ごみを除くごみは、八尾市立リサイクルセンターに搬入され、手選別及び機械選別を行い（ごみの分別品目によっては破碎処理を行う）、アルミ缶やスチール缶、鉄屑等を資源回収しています。その選別処理後の残渣を破碎残渣といい、大阪広域環境施設組合八尾工場に搬入のうえ、焼却処理しています。
搬入物検査 （P32）	不適正廃棄物の混入等を防止するために行っている事業系一般廃棄物（可燃（燃やす）ごみ）収集運搬業許可業者等の搬入ごみの内容物検査のこと。
ビジョン （P1）	将来のあるべき姿を描いたもの。将来の見通し。構想。未来図。未来像。
フードバンク （P34）	包装の傷みなどで、品質に問題がないにもかかわらず市場で流通出来なくなった食品を、企業から寄附を受け生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体のこと。
プラスチック資源循環戦略 （P1、20、29）	「第四次循環型社会形成推進基本計画」を踏まえ、資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するために国が策定した戦略。令和元年（2019年）5月に策定されました。

や行

八尾市一般廃棄物最終処分場

(P 11、12、25、36、37)

埋立ごみの最終処分施設。また、埋立ごみ（一般家庭のみ）・可燃ごみ（一般家庭及び一般家庭以外）の受付を行っています。

八尾市環境総合計画
(P3)

上位計画である「八尾市総合計画」の環境面における部門計画であり、「八尾市民の環境を守る基本条例」に基づき、望ましい環境像を掲げ、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するにあたっての基本となる計画。

八尾市生活排水処理基本計画
(P4)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条の規定に基づく「一般廃棄物処理計画」のうち、長期の計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針を示す計画。

八尾市第 6 次総合計画
(P3、4、5)

本市がめざす将来都市像を明らかにし、その将来像を実現するために示すものであり、「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」を将来都市像とする、令和 3 年度（2021 年度）を初年度とした八尾市の今後 8 年間のまちづくりの基本となる計画。〔基本構想〕〔基本計画〕〔実施計画〕により構成されます。

八尾市立リサイクルセンター
(P 1、11、12、25、36)

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進と、市内のごみの適正処理施設としての中心的役割を担う一般廃棄物の中間処理をする施設です。粗大ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトル、資源物、複雑ごみなどを資源化に向けて処理をしています。また、資源物・複雑ごみ・粗大ごみ（一般家庭のみ）の受付を行っています。

ら行

リサイクル（recycle：再生利用）
(P15、16、19、20、22、24、29、31、32、33、34、35)

紙・鉄くず・アルミニウム・ガラスびん・布などの循環資源を原料に戻して、再び製品にして使用すること。

リデュース（reduce：発生抑制）
(P20、22、24)

切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生抑制のこと。過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。

リユース（reuse：再使用） （P20、22、29）	循環資源を製品としてその切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生抑制のこと。過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。あるいは修理を行って使用すること。ビール瓶や一升びん等のリターナブル容器の再使用、詰替式シャンプー等を購入し容器を再使用する行為などが該当します。製品の一部を他の製品に使用する場合もリユースに含みます。
わ行 ワンウェイプラスチック （P20）	一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもの。